

## 業務仕様書

### 1 業務名

関西圏における高付加価値商品の情報発信・販路開拓支援業務

### 2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月28日(金)まで

### 3 業務目的

三重県内の中小企業を支援し、産業・地域経済の活性化につなげることを目的に、高付加価値商品・サービスの創出に取り組む必要がある中、県内の中小事業者において課題とされることは販売先の確保(出口戦略)とされる。

そこで、県内中小企業の新市場の開拓を支援するために、高付加価値商品・サービスの提供が求められるホテル等でのフェア、高付加価値商品向けの市場ニーズがある地域に立地する店舗等でのメニュー開発・商品提供及び情報誌への掲載を行う。

### 4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

#### (1) 情報誌への掲載

##### ア: 情報誌について

- ・情報誌は大阪市、神戸市及び当該2市に挟まれるいわゆる阪神間(以下、対象地域という)を中心に販売又は配布され、1カ月程度の期間、掲載記事に容易にアクセス可能であるものとする。

※対象地域一覧: 大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市

- ・発行部数が10万部以上の情報誌であること。
- ・情報誌は令和7年3月21日(金)までに発行すること。
- ・掲載ページ数はタブロイド判以上で1ページ以上、タブロイド判未満で2ページ以上とする。
- ・販売又は配布に加え、ウェブページ上での記事の公開を行うこと。

##### イ: 記事の内容について

- ・三重県の物産品(農林水産物を含む)や日本酒、伊賀焼等の伝統工芸品などを題材とした記事を掲載するとともに、記事内容と連携したホテル・商業施設等でのフェア、飲食店舗等でのメニュー開発・ギフトショップ等での商品提供などを事前告知、紹介すること。

- ・記事の内容は、受注者と三重県が協議をして決定すること。

- ・その他、現地取材やシェフ等のコメント掲載等の「題材を補足する記事の内容」について、別途企画提案書に記載し、実施可能かつ効果的なPR方法を提案すること。

## (2) ホテル・商業施設等でのフェアの開催

- ・実施ホテル・商業施設等は、対象地域又は隣接エリアとすること。
- ・誌面と連携した三重県の農林水産物や物産品、伝統工芸品等の何れかを使用すること。
- ・フェアは、2週間以上継続して実施されること。
- ・実施ホテル・商業施設等は、受注者が選定、提案すること。
- ・フェアメニューの作成、提供は、実施ホテル・商業施設等が行うこと。
- ・多数の人に訪れてもらえるよう、三重県の魅力が伝わる工夫をこらした周知活動を行うこと。
- ・受注者又は実施ホテル・商業施設等が、フェア開催に必要な POP 等の販促物等を準備すること。
- ・仕入れ先の情報は三重県が提供するが、仕入れ、食材費の負担は受注者又は実施ホテル・商業施設等が行うこと。
- ・フェアの実施にあたっては、受注者と三重県が協議して進めること。

## (3) 飲食店舗等でのメニュー開発・ギフトショップ等での商品提供

- ・実施飲食店舗・ギフトショップ等は、対象地域又は隣接エリアとすること。
- ・飲食店舗等の場合、誌面と連携した三重県の農林水産物や物産品を使用するほか、ギフトショップ等の場合、物産・伝統工芸品等を提供すること。
- ・開発したメニューや商品は、2週間以上継続して提供されること。
- ・実施飲食店舗・ギフトショップ等は、受注者が選定、提案すること。
- ・メニューの開発、商品の提供は、実施飲食店舗・ギフトショップ等が行うこと。
- ・多数の人に訪れてもらえるよう、三重県の魅力が伝わる工夫をこらした周知活動を行うこと。
- ・受注者又は実施飲食店舗・ギフトショップ等が、必要な POP 等の販促物等を準備すること。
- ・仕入れ先の情報は三重県が提供するが、仕入れ、食材費の負担は受注者又は実施飲食店舗・ギフトショップ等が行うこと。
- ・メニュー等の開発・商品提供においては、受注者と三重県が協議して進めること。

## (4) その他

- ・その他本事業全体をPRするための促進策(サイネージ・駅前等でのダイジェスト版配布)等について、別途企画提案書に記載すること。

## 5 契約金及び経費等

契約金の範囲内で本事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

## 6 業務遂行体制

### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員(後方支援者も含む)について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出すること。

連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

### (3)その他

業務担当者及び作業員は、三重県が管理する施設内において業務を遂行する際は、社員証等の受注業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

## 7 納品する成果品

以下の資料を令和7年3月28日(金)までに、関西事務所に紙媒体2部および電子媒体(CD-ROM等)1式で提出すること。

- (1)業務完了報告書
- (2)本業務において制作された資料等
- (3)その他、三重県が成果品として提出をもとめるもの

## 8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 9 契約金の支払い方法及び支払時期

契約金の支払は、本業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2)契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 12 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

### 13 その他、受注上の留意点

- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとする。
- ・その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- ・受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うこととする。
- ・業務遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- ・契約締結権者は、必要に応じ、受注先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- ・この契約にかかる会計関係書類は、本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存することとする。
- ・個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により本事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- ・感染症の拡大など、不測の事態により業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、契約金を減額する場合がある。

### 14 連絡先(担当部局)

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11-4 大阪駅前第4ビル8F

三重県関西事務所 営業推進課

担当 掛橋、真田

TEL 06-6347-1932 FAX 06-6347-1935

E-mail mkansai@pref.mie.lg.jp